茨城県土木部

県発注工事に係る資金調達制度の活用について
～建設業者の皆様へ～

県が発注する工事の資金の調達にあたっては、下記の各種制度がありますので、有効にご活用ください。

支払額の割合 40%※　60%　90%		対象・条件	手続き
前払い ※東日本大震災に伴う10%上乗せ特例あり（対象市町村内工事のみ：平成29年3月31日契約工事まで）	① **中間前払い**	(1)請負金額５００万円以上の工事 (2)工期の１／２を経過 (3)工期の１／２を経過するまでに実施すべき作業が行われていること (4)すでに行われた工事に係る作業に要する経費が請負金額の１／２以上 ※発注機関の出来形検査は不要	(1)発注機関（工務担当）に認定請求書を提出 ※下請代金支払計画書は不要 (2)保証事業会社と保証契約を締結 (3)保証書を発注機関に提出
	② **部分払い** ※出来形の９割以内	(1)発注機関の出来形検査	(1)発注機関（工務担当）に出来形検査願を提出 (2)出来形検査
	③ **工事代金立替金制度** **（茨城県建設業振興資金）**	(1)出来高が６０%以上 (2)茨城県建設業協同組合に債権譲渡	(1)発注機関（契約担当）に債権譲渡の承諾を申請 (2)茨城県建設業協同組合へ申請 (3)債権譲渡
	④ **地域建設業経営強化融資制度** ※未完成部分も融資の対象	(1)出来高が１／２以上 (2)茨城県建設業協同組合、ＪＫ事業協同組合、（株）建設経営サービス，北保証サービス（株）のいずれかに債権譲渡	(1)各債権譲渡先に相談 (2)発注機関（契約担当）に債権譲渡の承諾を申請 (3)債権譲渡

★　①中間前払いの後に、②部分払いも可能。ただし、②部分払いの後に、①中間前払いはできません。

＜お問い合わせ先＞

- **①について　東日本建設業保証（株）　ＴＥＬ　０２９（２２１）３８００（茨城支店）**
- **②について　各発注機関**
- **③，④について　茨城県建設業協同組合　ＴＥＬ　０２９（２２１）５１２６（（一社）茨城県建設業協会内）**
  又は各債権譲渡先